

公示番号：160888

国名：ガーナ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト（稲栽培研修企画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：稲栽培研修企画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年12月下旬から2017年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|--------|--------|--------|
| 国内準備期間 | 現地業務期間 | 国内整理期間 |
| 5日 | 30日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月13日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

| | |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |

- (2) 業務従事者の経験能力等：

| | |
|-------------------|---------|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | （計100点） |

| | |
|----------|------------|
| 類似業務 | 稲栽培に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | ガーナ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ガーナにおいてコメは主要穀物の一つであり、国産米生産量は2004年から2013年の期間で、年間24万トンから57万トンに倍増した。しかし、近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、2000年から2010年の10年間で、1人当たりのコメの消費量は年間15.4kgから37.5kgに大きく増加し、2013年のコメの総消費量は百万トンに達しており、生産量は消費量には追いついていない。消費量と国内生産量の差は輸入米で補完しており、食糧安全保障及び外貨確保の観点から、国内産のコメの生産増加及び安定的供給は、ガーナ政府にとって喫緊の課題である。

こうした中、同国では、ガーナ灌漑開発公社（以下、「GIDA」）がガーナ国全体の灌漑開発候補地の調査、施設設計・施工、灌漑（排水）地区の運営維持管理、農民に対する営農技術の普及を行ってきているものの、GIDAが管理する22の灌漑地区（8,841ha）では、灌漑施設の老朽化や不十分な維持管理等により灌漑率は60%程度にとどまっている。また、そのような状況下で農民からの水利費徴収率も低水準にとどまり、徴収金を活用して施設の維持管理を行うこともできず灌漑施設が稼働できなくなるといった悪循環に陥っている。灌漑開発のポテンシャルが高いアクラ平原においてGIDAは、1982年にポンダムを水源とする約3,000haのポン灌漑地区（Kpong Irrigation Scheme、以下「KIS」）を整備し、入植農家により結成されたオスドク農業組合（Osudoku Agricultural Co-operation Society、以下「OACS」）が灌漑施設の共同管理を行いつつコメを栽培してきたが、上述のとおり、水利費徴収が低迷する中での灌漑設備の非効率な利用、施設の改修の不備、灌漑農業に係る知識・技術の普及の不足といった問題から、コメの生産性・生産量が伸び悩んでいる。単位収量自体はガーナ国内においても高い水準であるが、水利費徴収率を上げるには収益性の確保も不可欠である。

他方でKISにおいて近年、肥料・農薬会社が自社製品の販売促進の一環として収穫米を担保にした契約栽培を進めたり、同地域でのコメをブランド化する事業を進めたりするなど、民間企業が普及の役割を担う新しい動きがあるものの、いまだ試行的な段階にとどまっている。

こうした状況のもと、ガーナ政府は、世界銀行とUSAIDの支援によって実施中のガーナ商業的農業プロジェクト（以下、「GCAP」）の協力コンポーネントの一つとしてKISの灌漑施設改修を進めるとともに、民間セクターによる施設維持管理、WUAの設立支援も実施している。このような背景の中、JICAに対し、GIDA及び農民組織の灌漑維持管理能力向上、灌漑水稻栽培技術の普及、農業市場化の促進等を支援する技術協力を要請した。これを受けてJICAは、GIDAをカウンターパート(C/P)機関として、2016年1月から2021年1月までの5年間の計画で「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施中であり、現在、4名の専門家（「チーフアドバイザー／灌漑事業管理」、「組織強化／水利組合育成」、「プログラム運営」、「業務調整／市場志向型農業」、以下「プロジェクト専門家」）を派遣している。

本プロジェクトではこれまで、栽培・普及を担当するC/Pが中心となり、稲栽培（品種、収量、農作業の形態・時期、生産コスト、栽培ステージ毎の除草剤、肥料使用量等）に関するベースライン調査を実施するとともに、プロジェクト対象地域の農家が過去3年間で受けた稲栽培に関する研修実績、及びこれから農家が必要と感じている研修ニーズについても情報を収集した。

本専門家は、上記を踏まえ、本プロジェクト対象地域の稲栽培の向上に資する研修カリキュラムの策定が期待されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、派遣中のプロジェクト専門家及びC/Pと協働し、これまでの活動成果を踏まえ、プロジェクト対象地域におけるコメの生産性や収益性改善の阻害要因を特定するとともに、農家及び普及員向けの研修カリキュラム（案）および稲栽培に関連する詳細活動計画（PO）（案）の作成を行う。また、普及員向け、及び農家向けの研修実施に向けた今後の活動方針に関して、C/P機関に対する指導・助言を行うこととする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2016年12月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、ベースライン調査結果、他ドナー報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ガーナにおける稲栽培の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 農村開発部及びガーナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し JICA 農村開発部へ提出・説明する。

(2) 現地業務期間 (2017年1月中旬～2017年2月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行い、内容を確認する。
- ② C/P 機関からガーナにおける稲栽培に関する情報収集、ヒアリングを行い、関連する政策及びその実施状況を把握する。あわせて、過去の我が国の協力で整備された技術マニュアル等の現在の活用状況を確認する。
- ③ プロジェクト対象地域の営農状況を確認し、ベースライン調査結果も踏まえ、コメの生産性や収益性改善の阻害要因を特定するとともに、農家及び普及員に対する研修ニーズのアセスメントを行う。
- ④ プロジェクト対象地域の稲栽培に関する研修実績及び研修ニーズに加え、③で特定した阻害要因を踏まえ、農家及び普及員向けの研修カリキュラム(案)を作成する。その際、既存の研修機会を含む C/P 機関の年間業務計画やプロジェクト対象地域における作付時期を考慮し、プロジェクト終了後も継続的に研修が実施されるよう十分に配慮する。
- ⑤ 協力の枠組みのうち、2016年度内に派遣予定の営農分野の長期派遣専門家が担当する、稲栽培に関連する成果及び指標と当該活動項目との整合を確認するとともに、本プロジェクト終了までの詳細活動計画(PO)(案)を作成する。
- ⑥ 稲栽培に関する類似業務の経験を踏まえ、普及員及び農家向けの研修実施に向けた今後の活動方針について、C/P 機関に対する技術的助言・指導を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA ガーナ事務所、C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年2月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(4) 専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(和文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文 2部 (JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1部)

(2) ワークプラン(英文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文 3部 (JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1部)

(3) 現地業務結果報告書(英文)

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込むこと。

英文 3部 (JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1部)

(4) 専門家業務完了報告書（和文）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ C/P 機関に残された課題（稲栽培に関するもの）
- ⑤ その他

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部）

現地派遣期間中に作成した技術協力成果品については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アクラ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務日程は 2017 年 1 月 12 日～2017 年 2 月 10 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／灌漑事業管理（長期派遣専門家）

イ) 組織強化／水利組合育成（長期派遣専門家）

ウ) プログラム運営（長期派遣専門家）

エ) 業務調整／市場志向型農業（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

GIDA KIS 内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が JICA ナレッジサイト (<http://gwweb.jica.go.jp>) で公開されています。

- ・ 案件概要表

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で

- 公開されています。
- ・ ガーナ共和国 アクラ平原灌漑開発事業協力準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008567.html>
 - ③ 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8426) にて配布します。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書
 - ・ ベースライン調査結果

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上